

さまざまな色合いの抑留

—大日本帝国における戦時下の敵国民間人の抑留—

Shades of Internment: Wartime Japan as Experienced by Foreign Civilians

バクストン A・カーリー
A. Carly Buxton

はじめに

1941年（昭和16年）12月8日の真珠湾攻撃以来、日本や日本の占領地でも、連合国側の人々は民間人であっても一般の日本人から分離され、不自由な生活を強いられた。本稿の目的は、その戦時下における「敵国民間人」⁽¹⁾の抑留の歴史、すなわち、大日本帝国時代に太平洋戦争を過ごした敵国民間人の待遇を考察することである。その過程で、なぜ連合国側で生まれ、その後日本で移り住んだ日系人（いわゆる二世）のほとんどが敵国民間人として抑留されなかったのかという疑問も考慮する。戦時下の大日本帝国における抑留の歴史を読み解きながら、敵国民間人が人種的に定義されていたことを主張し、その定義に基づいて、「血」と「忠誠」の関係は、当時日本でどのように考えられていったかということをも明らかにしていく。

第1章 活発な外国人社会から敵国民間人の抑留へ

19世紀中頃の開港以来、日本に在留する外国人の数は急増した。横浜、神戸などをはじめとする港町では、外国の商人の姿が頻繁に見られるようになった。一般の日本人から隔絶された外国人居住地で洋風建築の邸宅で暮らす外国人もいたが、多くの外国人が一般の日本人と同じ地域に住み、ご近所さんとして暮らしていた。多くのアメリカ人、イギリス人、オーストラリア人、オランダ人の商人の他に、欧米からの実業家や宣教師、ミッションスクールの先生、外交官、文化人、報道関係者は、新しく開港した日本で新たな機会を求めていた。その中には、日本に永住して、日本を「故郷」のように感じるようになった外国人も多かった。多くの外国人が日本に在留していく過程で、外国人の社会的・宗教的交流の需要が満たされ、日本の各地で活発な外国人社会が着実に発展していった。そのような外国人社会に触発されて、世界に関心を持つ一部の日本人もその社会に参加していった。

日本における国際的な社会の利益を得たグループは、いわゆる二世である。二世というのは、19世紀後半から20世紀前半にアメリカ・カナダ・ペルーなどへ移民した日本人が海外で産んだ子供達のことを指し、人種的には日本人ながら国籍は外国人で、

日本と外国の二重国籍を取得していた人々のことである。その二世の中には、第二次世界大戦が始まる前に、数万人が文化教育を受け、より良い就職の機会を得るために日本へ移り住み、日本人とアメリカ人の両方の性質を併せ持った暮らしをする者もいた。アメリカの歴史家のポール・スピッカード（Paul Spickard）が行った研究によれば、1941年の時点で、日本に移り住んだアメリカ人の二世の数は約5万人で、その中で太平洋戦争が起きる前にアメリカに帰国した二世は約1万人である⁽²⁾。そうすると、真珠湾攻撃の時に日本で生活をしていた二世の数は約4万人になる。それに対して、アジア系アメリカ人の歴史を研究する東栄一郎は、一般の日本人との違いが判別できないほど同化された二世の数は約1万人から約3.5万人だったと指摘している⁽³⁾。

明治維新以降、日本の港町を中心に発展していった外国人社会は、1930年代後半のヨーロッパにおけるナチス政権の台頭を機に、日本に在留する多くの二世を含めた外国人が出生国に帰国したため、衰退していった。しかし、ヨーロッパで開戦懸念が広がり、日米関係が緊迫していたにもかかわらず、当時日本に在留する外国人も相当数いた。その中の連合国側の人々は、日本が真珠湾を攻撃して連合国との戦争を始めた時から敵国民間人として呼ばれ、敵として扱われるようになった。連合国側の公館の閉館に伴い、公館の電話回線が切断されて、資産凍結も行われた。そして、在留する敵国民間人は、戦時下の日本で異なる抑留に直面した。

第2章 戦時下の日本における抑留の種類

この章では、日本において連合国側の国籍を持つ敵国民間人が、戦争下様々な処遇を受けたことを指摘していく。その処遇は、敵国人の性別や人種、年齢、仕事によって異なっていた。一般的に言うと、日本における敵国民間人の抑留に関してはあまり知られてはおらず、抑留という言葉を知っていたとしても、それはほとんどの場合収容所での抑留を連想する。しかし、太平洋戦争下における日本での敵国民間人の抑留は、実際には5つの種類が存在する。すなわち、「収容所」、「投獄」、「軟禁」、「強制疎開」、「監視」の5種類である。

(1) 収容所

日本や日本の占領地で、連合国側の一般市民の多くは敵国人として収容所に抑留された。その抑留は1941年12月8日の開戦とともに始まった。「神奈川第2」の抑留施設として指摘した横浜ヨットクラブと同じように、日本の各地に合計34カ所の収容所が設置され、収容所として指定された施設の多くは、教会や修道院、ミッションスクールなど、キリスト教関連の施設が半分以上を占めていた。小宮まゆみ氏の『敵国人抑留：戦時下の外国民間人』によれば、敵国民間人の収容所への抑留は、大きく分けて以下の4つの時期に分けられる⁽⁴⁾。

- ・第一期：1941年12月8日の開戦～1942年8月までの期間で、成人男子を抑留対象とした、比較的待遇の良かった時期。
- ・第二期：1942年9月～1943年9月までの期間で、女性宣教師や修道女も抑留対象

とし、より厳しい対応が行われた時期。

- ・第三期：1943年10月～1945年の始めの期間で、枢軸国を離脱したイタリア人にも抑留対象を拡大した時期。
- ・第四期：1945年の始め～終戦までの期間で、本土決戦に備えてドイツ人やフランス人まで抑留し、空襲や飢餓で抑留者が危険に晒された時期。

(2) 投 獄

収容所に抑留された敵国民間人に加え、真珠湾攻撃の直後に、多くの外国人は憲兵隊によって逮捕されて、巣鴨拘置所などに収監された。主要な標的は、ジャーナリストや左翼的な活動家であった。当時日本の逮捕方式を決める法律は曖昧で、具体的な告発をかけられずに疑惑だけで容疑者を逮捕できた。法律により、囚人は2ヵ月が経つ前に裁判を受けるのが通常であったが、敵国人の場合は、この規則はたびたび無視された⁽⁵⁾。

(3) 軟 禁

もう一つの抑留の種類は軟禁である。一部の連合国側の人々は、自宅に軟禁された状態で終戦をむかえた。外交官やその家族は、一般的に大使館や自宅などに軟禁された状態で、交換船による帰国の機会を待った。そして島根や熊本のような白人が少ない地域では、敵国民間人は自宅軟禁の生活を強いられ続けた⁽⁶⁾。

(4) 強制疎開

1943年以降日本に滞在している外国人は、スパイとして疑われなくても、日本政府が強制疎開地として指定した長野県の軽井沢や山梨県の山中湖周辺、箱根に強制的に疎開をさせられた。大都市の空襲の脅威で、学童疎開と同じように外国人（枢軸国側も連合国側も）が田舎へ集団で疎開させられて、終戦まで一般の日本人と同じように耐乏生活をした。

(5) 監 視

収容所や投獄、軟禁も強制疎開もされなかった連合国側の民間人は、監視による不自由な生活を強いられた。このような敵国民間人は、スパイ活動として疑われることなく、政治、外交、修道、ジャーナリズム活動に関与していない外国人を含んでいた。一般的に、この種類の人々は仕事の無いほんの一握りの白人女性か数万人の二世であった。

このように、太平洋戦争下の日本において、二世は連合国側の国籍を持っていたにもかかわらず、日本の一般市民と同じように扱われた。それに加えて、収容所や投獄、軟禁、強制疎開をされなかった連合国側の人々が体験した中で、特に困難であったことは、監視による不自由な生活であった。外国人として、通常の警察の他に憲兵隊や特別高等警察によって常に生活を監視されていた。そのうえ、戦時下の日本において、厳しい監視システムで諜報活動を予防するため、公機関とは別に、隣組という民間人の組織によって互いに監視活動の責任を負うようにさせた。

太平洋戦争開戦後、日本に在留する多くの二世は外国人として迫害を受けるのでは

ないかと恐れていた。そのため、西洋風の衣類を着ず、英語を話さず、公の場でバイオリンのような西洋の楽器を持たないようにと、親戚と先生に注意された。例えば、ペギー・フルカワ (Peggy Furukawa)⁽⁷⁾ は、戦前いつも日系二世の姉と一緒に英語で会話するようになっていたが、日本の真珠湾攻撃のニュースを聞くとすぐに、「我々は、もう英語を話すことをやめなくちゃいけないよ」と決めた。「それから、英語を話さないようにしました。きっと、怖かったからですね」⁽⁸⁾。

第3章 人種によって異なる信用

太平洋戦争下、日本に住むほぼ全ての二世は、上述した「監視」を受けた。すなわち、国籍は連合国側だが（厳密に言えば日本に移り住んだ二世は敵国民間人であるにもかかわらず）、白人のように国籍に基づいて収容所、投獄、自宅軟禁、強制疎開、監視を受けることはなかった。その理由として、二世が連合国側と日本の二重国籍を持っていたからとは断定できない。なぜなら、日本国籍を持っていない二世でさえ、日本人の一般市民とほぼ同じような生活を続けることができたからである。もちろん、彼らは憲兵隊などによって厳しい監視の対象であったが、この当時は日本の一般市民も同様にその厳しい監視に怯えていたと言える。

戦時下の日本において収容所、投獄、自宅軟禁、強制疎開、監視を受けた人々は、幾つかの理由によってそれらを強要させられた。例えば、彼らが諜報活動をしたり左翼思想を持っていたり、天皇制反対主義の容疑で告訴されれば、国籍に関係なく投獄された。それ以外では、国籍よりも人種に基づいて区別され、主に外交官や商人、ジャーナリスト、キリスト教関連の仕事をする白人男性が収容所に抑留された。抑留の対象が拡大されると、そのような仕事をする白人女性も同様な扱いを受けた。このことから、反政府運動の容疑をかけられた人々は、外国人であっても日本人であっても憲兵隊などによって逮捕されたが、仕事や身分に基づいて容疑をかけられた人々は、人種差別的に連合国側の白人に向けられていたことになる。

実際に、人種差別は日本が真珠湾を攻撃した1941年12月8日に、日本郵船の竜田丸がアメリカ西海岸へ行く途中で日本へ引き返し、横浜に帰港した際に起こった。連合国側の白人は直接それぞれの大使館か神奈川県の収容所に抑留されたが、二世は検査ただけで自由に親戚や友人の家、あるいは以前住んでいた寮に戻ることができた⁽⁹⁾。また、日本軍が太平洋戦争中に行っていた連合国側向けのプロパガンダ放送で女性アナウンサーを務めていた日系二世のアメリカ人女性で、「トウキョウ・ローズ」と呼ばれたイヴァ・トグリ (Iva Toguri) も抑留されなかった。彼女は、アナウンサーの仕事をする前に東京で日本語を勉強していた。そして真珠湾攻撃直後に、警察にアメリカ人だという理由で収容所に抑留させて欲しいと希望したが、警察は「あなたは日本人で、しかも女性だから、そういう必要はない」として拒否された⁽¹⁰⁾。

逮捕・収容の対象はスパイ活動の容疑者では二世はほとんど逮捕・収容されなかったという事実から、当時日本の関係官庁が行った敵国民間人の抑留基準が解明できる。反政府運動の疑いは別にして、仕事・身分からスパイ活動への参加可能性は国籍より人種によって判断された。敵国民間人の白人は白人であるということだけで容疑をか

けられたが、二世の場合、監視は行われたが、二世だからこそスパイ活動とは無関係だとして信用された。敵国民間人として抑留される判断は連合側側の国籍の有無によらなかったため、当時の国内当局は人種的、すなわち、「血」に基づいて日本への「忠誠」を測ったと言える。日本生まれのユーラシア人（白人とアジア人の混血）の男性は、日本人の「血」が半分流れていても、もう半分は白人であるため国内当局から完全な信用を得ることはなく抑留されたが、その中には軍に志願して抑留されなかった者もいる。一方で、アメリカで生まれ、アメリカ国籍を持つ二世の「血」は100%日本人の「血」であることから、日本の帝国陸軍や海軍に志願する者や召集される者もあり、女性も軍需工場などで駆り出されていった。

まとめ 両側から宣伝された抑留

太平洋戦争中、日本政府はアメリカ政府が日系人を抑留しているという事実を盛んに公表しプロパガンダした。それはアメリカ人を邪悪に描写し、大衆を扇動するひとつの手段だった。それゆえ、日本政府は日本にいる敵国民間人が同じように抑留されているという事実が公表されるのを嫌った。そのため、抑留のイメージを注意深く管理して大衆に宣伝していた。当時日本政府によると、外国人が抑留されている理由を、(1) 身柄の保護、(2) スパイ活動の防止、という言葉で公表していた。赤十字社などが抑留施設を訪問する際は、当局は抑留の状況をよく見えるようにしていた⁽¹¹⁾。さらに、新聞などでは「涼しい軽井沢で、学問も遊びも」のような記事を掲載し、実際は苦しい疎開生活をのんびりしたバカンスのように表現したりしていた⁽¹²⁾。それと同じようにアメリカ側からも、日本における抑留が大々的に宣伝されていた。交換船に乗って帰国したアメリカ人は、日記や集会等で抑留中の酷い体験の話を告白した。アメリカ側は自国の日系人抑留の悲惨な現状を棚に上げ、日本における抑留の酷さをことさら強調した。

戦後70年が経ち、アメリカ人も日本人も太平洋戦争下の日本を体験した連合側の人を想像すると、戦争捕虜収容所のイメージが浮かび上がる。日本では、第二次世界大戦の歴史を中心とする資料館やそれを伝える団体が多くても、戦時下の日本で生活する敵国民間人に関する情報は少ない。例えば、外国人強制疎開地に指定された軽井沢には、戦時下の外国人の様子を語る施設や展示館はなく、かつて外国大使館の疎開所として使われていた西洋風の万平ホテルなどは、そこを訪れる多くの旅行者が知る由もない。さらに、最近日本では、米軍人として戦争を戦った日系人が注目を集めている。しかし、戦争中、多くの二世は、自分がアメリカ人だという正体を明かさずに、一般市民として全面的に戦争に貢献したということはいまだ知られていない。そのような日系二世の詳細な状況を明らかにしつつ、かつて日本で行われた敵国民間人の抑留の種類を分析することで、「信用」と「人種(=血)」、そして「忠誠」の関係性を明確にさせることができる。

■註

(1) この場合の「敵国民間人」は、米国での日系人のことを指す。特に断りがない限り、本文

中の括弧付けしない敵国民間人は、太平洋戦争前に移り住んだ二世や抑留された連合国側の民間人のことを指す。「敵国民間人」というキーワードの言葉づかいについては専門家の小宮まゆみ先生によると、「当時日本では敵国籍の民間人のことを公式に「敵国人」と呼んでいました。内務省や警察関係で使われていた正式な呼び方です。しかし例えばアメリカ国籍を持っていても、血統が日本人で日本に在住しているような人は、理論上は敵国人ですが、その扱いは血統がアメリカ人で在日している敵国人とは異なるよう」だそうである。ゆえに、その言葉づかいの曖昧さを注意せずに日系アメリカ人二世のことを示すことで疑問が生じる可能性がある。にもかかわらず、私は、その血統に基づいて異なる取り扱いを強調したいからこそ、この論文のために、日系アメリカ人二世のことを「敵国民間人」という称呼の中に含ませるように決めた。

- (2) Paul R. Spickard, *Japanese Americans: The Formation and Transformations of an Ethnic Group*, (New York: Twayne, 1996), 89.
- (3) Eiichiro Azuma, *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America*, (Oxford: Oxford UP, 2005), 136.
- (4) 小宮まゆみ、『敵国人抑留：戦時下の外国民間人』（東京：吉川弘文館、2009）、11頁。
- (5) John Morris, *Traveller from Tokyo*, (London: Cresset Press, 1944), 101. (ジョン・モリス、『ジョン・モリスの戦中ニッポン滞在記』鈴木理恵子【訳】、小学館、1997)
- (6) 小宮まゆみ、『敵国人抑留』、30頁。
- (7) カリフォルニア州サンノゼ市出身の女性で、1928年11歳の時に日本教育を受けるために岡山に移り住んだ。
- (8) Peggy S. Furukawa, Interview by Tom Ikeda, *Denshō: The Japanese American Legacy Project*, San Jose, California, March 20, 2012.
- (9) Mary Kimoto Tomita, *Dear Miye: Letters Home from Japan, 1939–1946*, ed. Robert G. Lee (Stanford, CA: Stanford UP, 1995), 143–144.
- (10) Masayo Duus, *Tokyo Rose: Orphan of the Pacific*, (Tokyo: Kodansha, 1979), 55 cf. Iva Toguri testimony, September 7, 1949.
- (11) 小宮まゆみ、『敵国人抑留』、121頁。
- (12) “In Cool Karuizawa They Study and Play,” *Nippon Times*, September 22, 1944.